

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

令和6年2月29日 制定

長野八ヶ岳農業協同組合

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを尊重、遵守してまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、ガイドライン要件の充足状況や経営状況等を分析し、経営者保証を求めない可能性、信用保証制度の活用等代替的な融資手段の可能性について、検討し総合的に判断します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関し丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、資産および収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の保全状況、主たる債務者および保証人の適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者の実質的な経営権あるいは支配権の有無、物的担保等の保全状況、経営する事業の資産および収益力等を総合的に勘案して、解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、経営者たる保証人の資産状況、経営責任、標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して、誠実に履行の範囲を決定します。

以上